

令和7年度 民生福祉常任委員会行政視察報告書

1. 視察日程

令和7年5月20日（火）から5月23日（金）まで

2. 視察先及び視察内容

- （1）三重県伊勢市
避難行動要支援者制度について
- （2）愛知県尾張旭市
あたまの元気まる事業について

3. 参加者

委員長 村 中 浩 明
副委員長 工 藤 祥 子
委員 住 吉 年 広、東 健 而、中 村 正 志
浅 利 竹二郎、岡 崎 健 吾

4. 視察内容

◎三重県伊勢市（5月21日（水））

【市の概要】

伊勢市は、平成17年11月1日に、神宮にゆかり深い歴史を共有してきた旧伊勢市・旧二見町・旧小俣町・旧御園村の新設合併により誕生し、三重県の中東部、伊勢平野の南端部に位置する、比較的温暖な気候に包まれた都市である。

北は伊勢湾に面し、中央には県内最大の河川である宮川や五十鈴川、勢田川が流れ、東から南にかけては朝熊ヶ岳、神路山、前山、鷲嶺が連なり、西には大仏山丘陵が広がっている。また、伊勢志摩国立公園の玄関口として、豊かな自然と美味しい食材に恵まれており、歴史と文化に富んだ名所・旧跡も多く、魅力ある地域資源があふれている。

古くから「お伊勢さん」「日本人の心のふるさと」として親しまれ、神宮御鎮座のまちとして繁栄しており、これからも、「住みたい」「住み続けたい」「訪れたい」と誰をも魅了する、憧れのまちであり続けるため、「私たちが担うまち～伊勢人の心意気～」「人と人といせびとのつながりで活力と安心を感じられるまち～おかげさまの心～」「地域の誇りをつなぐまち～神宮ゆかりの地～」を3つのまちづくりの基本理念に掲げ、「つながりが誇りと安らぎを育む魅力創造都市伊勢」を将来像としてまちづくりを進めている。

【調査事項】

避難行動要支援者制度について

説明者・・・伊勢市高齢・障がい福祉課長

伊勢市高齢・障がい福祉課高齢福祉係長

伊勢市高齢・障がい福祉課高齢福祉係

奥 野 修 司

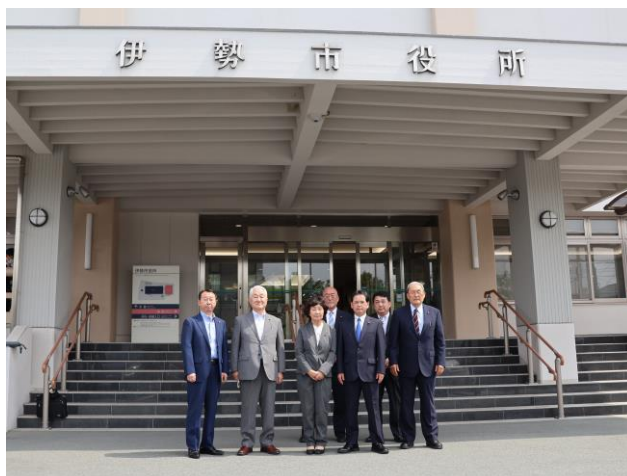
石 原 知 枝

中 川 雄 介

【概要】

《避難行動要支援者制度について》

一人での避難が困難な方（避難行動要支援者）を地域で支える制度であり、平成23年の東日本大震災を契機に、平成25年の災害対策基本法改正により各市町村で「避難行動要支援者名簿」の作成が義務化され、令和3年には優先度の高い要支援者一人ひとりの「個別避難計画」の作成が努力義務化された。（概ね5年で作成が目標）



伊勢市では、令和元年9月にそれまでの制度から名称・内容を改め、現行の「避難行動要支援者制度」を開始した。

避難行動要支援者のうち、自治会などの避難支援等関係者に情報提供することに同意した人の名簿を「防災ささえあい名簿」として作成している。

また、災害時に「誰と」「どこへ」「どのように」避難するのか「避難に何が必要なのか」をあらかじめ考え決めておく「個別避難計画」を作成し、「防災ささえあい名簿」と合わせて平常時から避難支援等関係者に情報共有することで、支援体制づくりに役立て災害に備えている。

制度概要（防災ささえあい名簿）

防災ささえあい名簿

対象者

- ①避難行動要支援者に該当する
- ②災害時に自分や家族だけでは安全に避難することが困難など災害時に支援が必要な人
- ③避難支援等関係者に、個人情報を提供することについて同意をした人

登録方法

- ①手上げ方式（本人や家族等からの申出）
- ②同意方式（市から同意書を送付し返送）

内容

- 氏名 ●住所 ●生年月日 ●性別 ●連絡先（電話番号など）
- 避難支援等を必要とする事由（要介護など）
- その他必要と認める事項

【防災ささえあい名簿（見本）】

見本 令和7年度 〇〇〇自治会															
防災ささえあい名簿															
No.	漢字氏名	生年月日	住所 方書	電話番号	避難支援を必要とする事由										
		性別			75歳以上 の世帯主	要介護 3以上	身体 障害	内部 障害	視覚 障害	聴覚 障害 (1~2)	精神 手帳 (1級)	介護保険 受付 人工等介護	その他	個別避難 計画の 有無	
7	代 名 伊勢 太郎	S10.10.10 男	岩淵1丁目 7-29	21-5559	○										○
(備考):															
12	カンカ ウメ 健康 梅子	S20.2.2 女	岩淵1丁目 2-29	21-5558	○			○			2				
(備考):															
(備考):															
(備考):															

【個別避難計画の概要及び様式】

制度概要（個別避難計画）

個別避難計画

対象者

防災ささえあい名簿登録者

計画の作成方法

- ①本人や家族による作成
- ②地域の協力による作成(自治会、民生委員等が協力して作成)
- ③福祉専門職による作成(ケアマネジャー、計画相談員など)

計画の管理(更新等)

市が管理

- ①作成した計画は市に提出
- ②本人や家族の変更の届出や住民基本台帳の情報により市が更新。

計画の提供先

- ①避難支援等関係者(防災ささえあい名簿の提供先)
②避難支援者

情報共有部署
消防本部

「個別避難計画」控え									
台帳番号		5000		作成年月日		令和7年7月25日			
フリガナ		イセ タロウ		性別		男		生年月日 昭和17 年 10 月 10 日	
氏名		伊勢 太郎							
住所		〒 515-0602 伊勢市浜田1-7-29							
近所関係		①近所中継 ③以上の規定をすべて記入 ※その他関係者(近所、内縁等)の②—2欄、親族・実業家等の④—2欄の交付を受けている人							
固定電話番号		⑤—5358		FAX		20-8555			
携帯電話		090-1234-5678							
本人の 情報	氏名		婚姻		住所		携帯電話／自宅電話		
	緊急連絡先	氏名	姓	名	郵便町区番	電話番号		電話番号	
	〇	三菜 花子	子		勢町区番2-2	090-1234-5678		27-9111	
	〇	伊勢 次郎	弟		津市広明町13	090-5678-1234		099-224-3070	
	〇	伊勢 次郎	弟		津市広明町13	090-5678-1234		099-224-3070	
容服状況	顔面 ☐ 顔面異常あり ➡ ☒ 顔面正常 (本人は含みません)								
住居について	☐ 戸建 ☐ 下宿 ☐ 共同住宅 ☐ 賃貸住宅 ☐ 公営住宅 ☐ 高齢者施設等 ☐ 避難所等 ☐ 25歳以下に限定								
避難所から外出する場合は、事前に避難所長と相談し、避難所長の許可を得た上で外出する必要があります。避難所長からの指示に従って行動してください。 令和7年7月25日 上記及び裏面の内容で同意済									
内容を更新する場合は、変更のある箇所にも朱書きで記入のうえ下記に署名捺印してください。(コピーして写しを保管) 更新がない場合は、捺印として保護してください。									
署名 年月日	令和 年 月 日								
本人 氏名	_____								
本人が署名できない場合は、代理人としてください。					作成番号				
担当の所属機関	_____								

裏面参照

[illegible]

防災ささえあい名簿及び個別避難計画の推移

	R1		R2		R3		R4		R5		R6		R7	
避難行動要支援者数	15,178人 (R1.9.1現在)		15,516人 (R2.4.1現在)		15,654人 (R3.4.1現在)		15,894人 (R4.4.1現在)		16,490人 (R5.4.1現在)		17,115人 (R6.4.1現在)		15,901人 (R7.4.1現在)	
防災ささえあい名簿登録者数	2665	18%	2,554人	16%	3,280人	21%	3,520人	22%	3,624人	22%	3,388人	20%	3,132人	20%
個別避難計画作成者数	179	7%	311	12%	1,262人	38%	1,447人	41%	1,781人	49%	2,308人	68%	2,489人	79%

※R7から対象要件変更。

『防災ささえあい名簿』の情報提供に関する同意書 実績

	R1		R2		R3		R4		R5		R6		R7	
送付日	R1.11末		R2.12.10		R3.12.17		R4.12.15		R5.12.15		R6.10.17		R7.5.16	
送付対象	初回全対象者		新規・未返信・未登録		新規・未返信・未登録		新規・未返信・未登録		①は新規のみ		①は新規のみ		優先度の高い人 福祉専門職なし +市外ケアマネ	
	同意書のみ		同意書のみ		同意書のみ		同意書のみ		同意書兼計画書		同意書兼計画書		同意書兼計画書	
同意書送付数	15,236		11,679		10,556		10,768		4,851		3,921		735	
未返信数			3,599	31%	4,778	45%	9,797	91%	3,972	82%	3,355	86%		
返信数			7,362	63%	5,778	55%	971	9%	873	18%	565	14%		
名簿登録者数			1,054	9%	806	8%	588	5%	285	6%	212	5%		

※率は対送付数 ※全員返信

※全員返信

※全員返信

※避難可はR4から返送不

※R5から同意書兼計画書

※R7から対象要件変更。

・R1～R4は未登録者毎年全員に送付。

※R5から①75歳以上は新規のみへ送付

※避難可も返信必要

個別避難計画 勧奨通知 実績

	R1		R2		R3		R4		R5		R6		R7	
送付日			R2.10.30		R3.10.29		R4.10.28		R5.10.20		R6.12.19			
個別避難計画送付数			2,619		3,069		1,965		1,634		771			
未返信数			1,255	48%	2,008	65%	1,348	69%	1,149	70%	600	78%		
返信数			1,364	52%	1,061	35%	617	31%	485	30%	171	22%		
計画作成完了			1,262	48%	772	25%	453	23%	378	23%	121	16%		

【主な質疑】

- Q 個人情報提供に同意しない主な理由は。また、同意しない人は個別避難計画がないのか。
- A 同意しない理由については、確認はしていないが、聞き取れた範囲では「個人情報を提供したくない。」、「個別避難計画を作るのがめんどろ。」、「よくわからないから結構です。」などがあつた。現時点では、同意しない人については、個別避難計画の作成もしていないので、個別避難計画はない。
- Q 個別避難計画の作成率及び計画の更新頻度について伺う。
- A 個別避難計画作成者数は、2,489人で、個別避難計画作成者数／防災ささえあい名簿登録者数では、作成率79.5%、個別避難計画作成者数／避難行動要支援者数では、作成率15.7%。更新については、計画作成後に状況に変わりがあつた場合に、随時、本人の手元にある控えに修正内容を記入し提出していただく。
- Q 「避難支援等実施者」の応募状況は。
- A 個別避難計画作成済みの2,489件のうち、避難支援等実施者が記載されている数は1,290件で、51.8%。
- Q 名簿や個別避難計画に関する個人情報は、どのような方法で管理・共有されているか。
- A 防災ささえあい名簿及び個別避難計画は、印刷したものを避難支援等関係者に渡し、情報提供・共有している。また、守秘義務が課せられていることを説明

し、各団体で漏洩、紛失等のないよう管理を依頼している。また、防災ささえあい名簿及び個別避難計画は、年1回更新することとしており、更新の際は、旧年度のものを回収し、新年度のものを渡すことで紛失のないよう管理している。

Q 自治会や民生委員・消防団はどのように関与しているか。また、地域住民への啓発活動はどのように行われているか。

A 自治会・民生委員・消防団には、防災ささえあい名簿及び個別避難計画を情報提供している。また、個別避難計画作成に課題がある方について開催する個別ケース会議に自治会・民生委員にも参加していただく予定。啓発活動については、広報へ掲載し周知を行っている。また、令和4年度までは避難行動要支援者の要件に該当する方全員へ防災ささえあい名簿への登録、個別避難計画作成を郵送にて依頼していた。

Q 支援者の訓練や災害時の連絡体制及び制度運営上、現在抱えている課題について伺う。



A 災害対策本部設置時に要配慮者対策を行う避難所チームにおいて、「要配慮者移送への対応、要配慮者利用施設の受け入れ可能状況・被災状況・避難状況の把握、避難所以外への要配慮者の把握対応」を解決すべき課題として管理しており、毎年対応すべき課題として進捗管理を行っている。

Q 「隣近所の助け合い」を制度にまで発展させることができた理由について伺う。また、制度の仕組みづくりで努力した点、乗り越えた壁はどのようなことであったか。

A 避難行動要支援者の要件に該当する方全員へ防災ささえあい名簿への登録と個別避難計画の作成を数年に渡り依頼してきたこと、自治会などの避難支援等関係者への防災ささえあい名簿と個別避難計画の提供、更新の際に直接定例会などに伺い制度の説明、協力依頼をしていることで、周知はある程度進んできたのではないかと考えている。

【委員の所感】

- 避難行動要支援制度について、災害時における要支援者の命を守る体制づくりは、自治体に課せられた重要な業務である。今回の視察を通じ、避難行動要支援制度の運用には、名簿の精度確保と地域の支援体制の強化の構築が不可欠であると改めて実感した。制度の実効性を高めるためには、関係機関との連携強化と住民の理解促進、平時からの顔の見える関係づくりがカギとなる。当市でも、より実践的な取り組みが求められると感じた。あわせて支援を担う人材育成や負担軽減への配慮も重

要であり、持続可能な仕組みとして定着させていくために必要があると強く感じた。また地域の自主防災組織、町内会、民生委員と高齢化や担い手不足の中、消防署、消防団も災害対応において極めて重要な役割を果たしており、今後ますますその連携体制の強化が求められることを改めて認識することができ、今後の政策に生かして参りたい。

- ・ 現実に沿った避難行動要支援者制度を構築し、来る災害に備えた体制づくりを整えていることを切実に感じ、当市も見習うべきものが多々あると感じた。行政が把握している「避難行動要支援者」と、実際に「防災ささえあい名簿」登録者数とに乖離があり、「個人情報を提供したくない」等の同意しない理由の解消に苦慮しているようであるが、これは当市にも同じ事が言えるのであり、今後の課題である。
- ・ 三重県は、「南海トラフ巨大地震津波避難対策特別強化地域」に指定されており、伊勢市は危険地域16市町村の中に入っている。最大26メートルの津波が予想され、死者数は県内で29,000人とも予想されている。災害の規模が大きくなればなるほど、市役所や消防は市内全体に対する対策をするため公助による個別の支援は難しくなる。当市においても、このようなことを念頭におきながら、今後予想される「北海道・三陸沖後発地震」発生時における「個別支援・支援対策」を早急に検討すべきである。
- ・ 伊勢市の南海トラフだけでなく、起こり得るあらゆる災害を想定し、民間を巻き込んで要支援者を救済しようとしている取組には頭の下がる思いであった。当市においても、形だけのものではなく、実効性のある制度を定着させるべきと感じた。
- ・ この避難行動要支援者制度の特徴として、地域の共助を大変重視している点を非常に感じた。自治体や民生委員、消防団などが協力し、支援を必要とする方々の避難をサポートすることで、行政だけでは対応しきれない部分を補っていること。そして災害時の避難支援をより円滑にするために、日頃から地域のつながりを強化し、支援者と要支援者の関係を築いておくことが重要だと感じた。また、個別避難計画の作成を促進し、実際の避難時に役立つような訓練を定期的に行うことが、制度の実効性を高めるカギとなると思った。何よりも地域の防災力を向上させるために、住民一人ひとりがこの制度を理解し、積極的に関わることが求められると感じた。
- ・ 各市町村の避難支援計画作成が義務づけられる前に、支援体制づくりに取り組んで来たことに感動した。当市の2倍以上人口がある伊勢市において、「防災ささえあい名簿」の作成ひとつとっても大変な作業だと思う。「誰一人取り残さない、命を守るための計画をつくる」という方針のもと、7年間かけて努力してきたその思いはすばらしいと思った。
- ・ 計画・制度のブラッシュアップを続けて、その網の目が小さくなり取り残される人がほとんどいない状況にあることは非常にすばらしいことと感じた。手挙げ方式だけでなく、対象者となると思われる人に役所側から全員にアプローチして登録者数、計画作成者数ともに高い水準としているところはぜひ当市でもできたらと思う。また、個人情報の面でも、名簿を1年ごとに更新して、古い名簿を回収するということも見習いたいと思う。

◎愛知県尾張旭市（５月２２日（木））

【市の概要】

尾張旭市は、愛知県の北西部に位置し、東に瀬戸市、北から西にかけて名古屋市、南は長久手市に接しており、気候は典型的な東海型気候で太平洋岸気候区に属し、比較的温暖で年間を通じ快晴の日が多く、特に冬季は晴天が続く。

明治39年、八白、印場、新居の３村合併に始まり、昭和23年８月の町制施行後めざましく発展をとげ、昭和45年12月１日に市制を施行し、一郡一町であった東春日井郡旭町から現在の尾張旭市となった。

名古屋中心部まで電車で20分というアクセスと住環境の良さから、名古屋市の通勤圏としても人気があり、平成23年11月には、「人口１人あたりの紅茶店の店舗数が日本一多い市」として認定され、紅茶を活かした町おこしに力を入れている。

また、「健康は市民すべての共通の願いである」という考え方にに基づき、平成16年８月１日に「健康都市宣言」を行い、「からだ・こころ・まち」を健康にする様々な取組を行うことで、「健康都市 尾張旭」を目指している。

【調査事項】

あたまの元気まる事業について

説明者・・・尾張旭市健康課長

尾張旭市健康課主幹兼健康増進係長

太 田 篤 雄

川 原 尚 子

【概要】

《あたまの元気まる事業について》

厚生労働省のデータによると、2012年時点で65歳以上の高齢者の７人に１人が認知症であることが明らかとなっている。

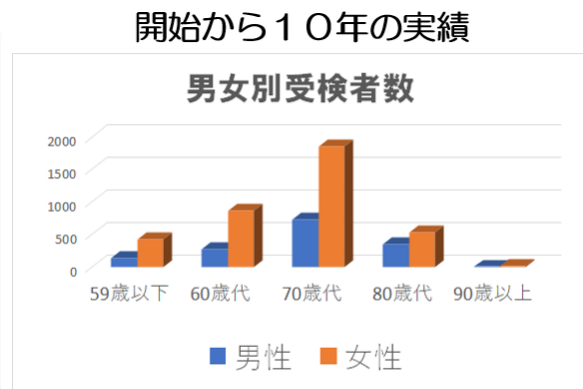
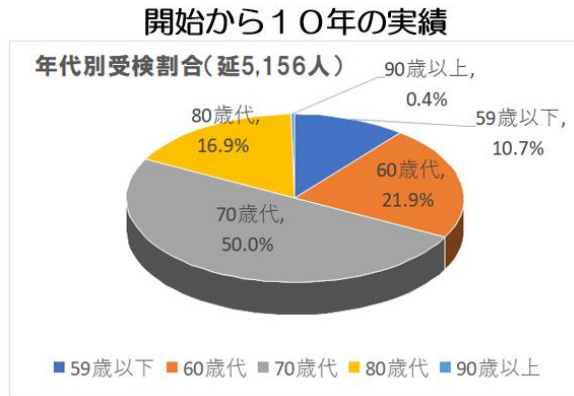
尾張旭市でも国と同様に、64歳以下の人口が減少し、65歳以上人口が増加すると見込まれており、高齢化率は全国で29.1%、尾張旭市では26.2%と全国よりも少ないが、全国と同じような経過をたどり年々増加し、令和22年には高齢化率が３割を超えると推測されている。

国や尾張旭市の高齢者は増加しており、今後もますます増え続けるという推計であること、年齢を重ねるほど認知症になる可能性が高くなること、認知症の高齢者割合が増加しているという現状を踏まえて、認知症対策が必要であるとして認知症の前段階の状態である「軽度認知障害」を早く見つけ、認知症予防には生活習慣等の改善によって脳を活性化させるような生活を送ることが大切であることを知ってもらうため、平成25年度に「あたまの元気まる」事業を開始した。

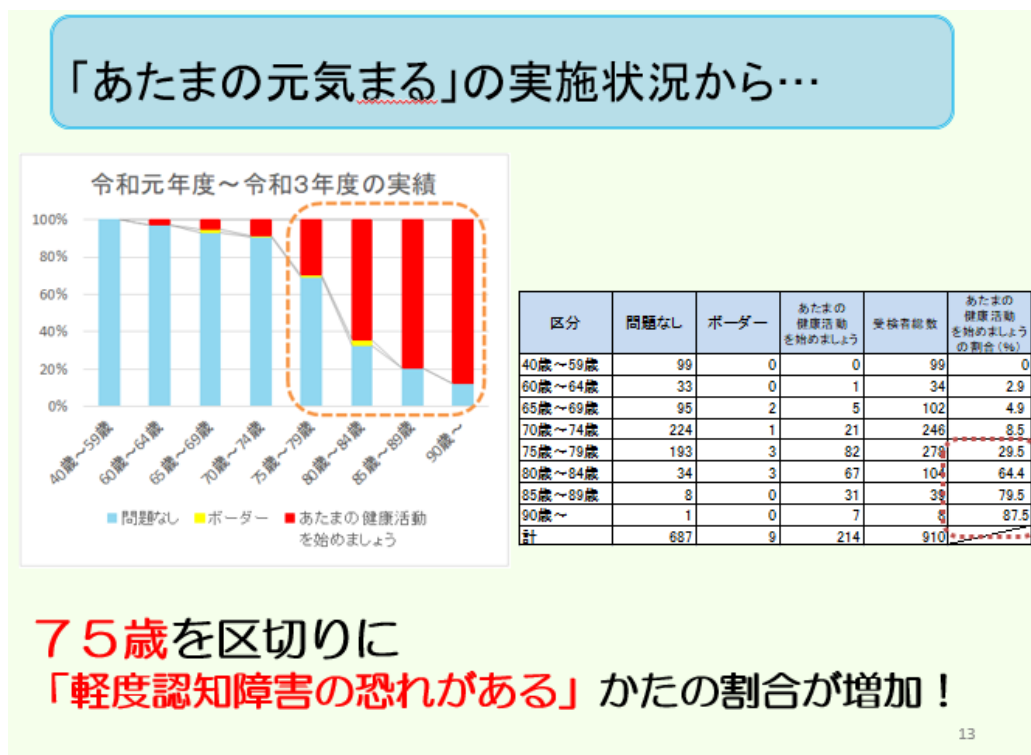
令和６年度には、VR機器（認知症セルフチェッカー）を導入し、より簡単に短時間で検査を実施することが可能となった。



【事業開始から10年の年齢別及び実績】



【令和元～3年度の年齢別検査実績及び結果】



【リニューアルした検査の内容】

いつまでも元気で！

あたまの元気まるが リニューアルしました！

2025年には、65歳以上の5人に1人、20%が認知症になるといわれています。認知症は、早期発見が重要です。そこで、最新のあたまの元気まるを受けてみませんか？
検査方法をリニューアルし、より簡単に、楽しく検査できますよ！

☑ 5分で

検査時間はたった5分。結果説明を含めても15分～20分で実施出来ます。



☑ 目の動きだけ

VRを用いて、視線追跡で認知機能の低下をチェックします。



☑ 緊張しない

従来の対面式の検査方法ではなく、画面の指示にしたがって検査をします。



リラックス

Q. よくあるご質問について



Q. 認知症といわれるのではないかと心配です。

A. **この検査は認知症を診断するものではありません。**

記憶力や判断力などの5つ項目から、MCI(軽度認知障害:認知症の前段階)のリスクがわかります。



Q. メガネをかけていても検査はできますか？

A. **メガネやコンタクトレンズをつけていても検査できます**が、緑内障など視野に影響を及ぼす眼疾患をお持ちのかたはご利用いただけない場合があります。



- ◆ 日程 ◆ ・4～9月:月曜日・金曜日 ・10～3月:月曜日・木曜日
※詳細は広報またはホームページをご確認ください。→→→→→
- ◆ 対象 ◆ 40歳以上の市民(要支援・要介護認定を受けていないかた)
- ◆ コース ◆ ①みっちりコース(検査・結果説明・お話・脳トレ)
【時間】 前半・9:20～10:20 後半・10:30～11:30
【定員】 各回・6名(要予約)
②サクッとコース(検査・結果説明)
【時間】 9:20～11:20 ※所要時間はお一人あたり約20分です。
申込時に来所時間をお伝えします。
【定員】 12名(要予約)
- ◆ 場所 ◆ 保健福祉センター
- ◆ 申込・問い合わせ ◆ 尾張旭市健康課 0561-55-6800(平日8:30～17:15)



【主な質疑】

Q 令和6年度に検査方法を一新した背景と目的は。

A 前回の検査では、一人あたり20分以上かかる方法や、対面形式で10個の単語を記憶してもらうという手法が採用されていた。しかし、受検中の緊張感が非常に強く、「緊張するから嫌だ」との意見が最も多く寄せられたこと、また検査開始当初から受検者数が徐々に減少している現状を受け、検査方法の全面見直しを実施した。

Q VRを用いた認知機能セルフチェッカーの費用はどのくらいか。

- A 1台あたり税抜き23,000円のリース料金で、2台利用しているため年間約60万円となっている。一方、市民への負担は一切なく、令和5年度までの予算ではオペレーター費用やWi-Fi使用料などで年間170万円が計上されていましたが、今回のVR導入により経費を65%削減できた。
- Q 現在までに検査を受けた人数や年齢層について伺う。
- A 令和6年度は501名、年齢層は60代後半から70代が多い。
- Q どのような方法で市民へ事業の情報を周知しているか。また、効果的だった方法や、参加率を高めるための取組はどのようなものか。
- A 周知は広報とホームページを利用している。65歳の方に介護保険証の発送の時にチラシを一緒に同封して通知している。また積極的にイベントに出向き、ショッピングセンター、ドラッグストアで呼び掛けて検査を促している。市でやっていることをわからない方もいるので、外に出ていくのは大事である。
- Q 事業への参加の男女割合で、男性が極端に低い理由は。
- A 理由ははっきりとはわからないが、女性のほうが好奇心が強く、積極的なことが考えられる。男性の参加率の向上は課題として捉えている。特に、定年退職後の男性へアプローチしていきたい。
- Q VR検査の間隔はどれくらいが適切と考えているか。
- A 検査で問題がなかった人は1年後、気になる点があった人は3～6か月後の受検を勧めている。

【委員の所感】

- ・「あたまの元気まる事業」は、認知症対策の新たな可能性を感じさせるものであった。これまで多くの自治体が「見守り」や「交流の場」の提供といった支援にとどまっていた中で、VR技術を用いた科学的かつ定量的な早期発見の取り組みは非常に先進的であり、大きな可能性を秘めていると感じた。特に年間500人規模での検査実績があることは、単なるモデル事業にとどまらず、実運用レベルで成果が出ていることを示しており、自治体にとっても参考になる好事例だと思う。こうした技術を活用した先行事例をしっかりと把握し、自治体での導入や活用の可能性を今後の政策提案に生かしたいと強く感じた。
- ・高齢化社会の伸張とともに、認知症の方が増えることは避けられない。その兆候に家族や社会がいち早く気づき、必要な手段を講ずることが、これからの長寿社会を支える大事な要素になる。認知機能セルフチェッカーを経験したが、自覚とほぼ同じ数値が表示され、納得している。脳活性化の方法には、「20本以上の歯を維持する、運動習慣を続ける」等が教訓として示されているので、今後も継続して頑張りたい。
- ・認知機能セルフチェッカーを受検したが、検査時間は5分程度と短く、VRゴーグルを覗き込み、答えだと思えるものを見つめるだけで回答でき、非常に簡単で気軽に検査をすることができた。1台のリース料が安価で、当市においても導入を検討すべきと思う。

- ・ 尾張旭市では、認知症の前段階である「軽度認知障害（MCI）」を早期に発見し、対応していくことが有効と考え「あたまの元気まる事業」を開始したとのことであるが、認知症だと知られたくない人もいて、検査を受けない人もいたので、そのような人にどこまで踏み込んだ対策ができるかが今後の課題かと思った。
- ・ この事業は認知症予防の観点から非常に有意義であり、特に軽度認知障害（MCI）の段階で早期発見・介入を促す点が評価できる。従来の対面式検査では緊張感が伴い、受験率が低かったのに対し、新しいセルフチェック方式は心理的負担を軽減し、多くの市民が気軽に検査を受けられるようになったことは大きな進歩であると感じた。実際にVRを用いて脳の健康チェックを受検したが、検査時間もたったの5分程度と緊張もせず、楽しく検査を受けることができた。また、検査後のフォローアップとして、生活習慣の改善に関するアドバイスや健康づくり教室の参加を勧め個別相談なども行われる点も、単なる検査にとどまらず、実際の予防行動につながる工夫がされていると感じた。今後はさらに地域へのイベントなどの出張測定を増やし、より多くの市民が認知機能の状態を把握できるような取組が期待されていると感じた。認知症予防の重要性を広めるために、こうした事業が全国的に展開され、当市でも導入されることで地域の健康づくりに大きく貢献することを願っている。
- ・ 認知症を早期発見し、軽度のうちに適切な運動、生活習慣の改善等の対策をし、進行を遅らせると話していたことは大事な視点だと思った。市内各所へ機器を持って出向くという積極的な姿勢はやる気を感じ、市役所の正面に「健康都市宣言」と大きく掲げているだけのところはあると感じた。
- ・ VR機器を使用した検査を体験させていただいたが、楽しく簡単に行うことができた。イベント会場等に行えばたくさんの人が実施してくれると思う。そこがきっかけ、入口となって認知症予防へとつながると思う。当市でもすぐに導入すべき。



上記のとおり視察報告いたします。

令和7年6月26日

むつ市議会議長 富岡幸夫様

民生福祉常任委員会

委員長 村中浩明